

相模原市一般廃棄物収集運搬業（家庭系臨時ごみ）の 許可に関する基本方針

相模原市において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条及び第 7 条の 2 に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可に関し、家庭系臨時ごみに係る許可の方針を次のとおり定め、法第 6 条第 2 項第 4 号に規定する一般廃棄物の適正な処理及びこれに関する基本的事項の一部として、これを位置づけるものとする。

1 取扱廃棄物の種類が「家庭系臨時ごみ」である一般廃棄物収集運搬業の許可方針

(1) 「家庭系臨時ごみ」の一般廃棄物収集運搬業については、現在、一般廃棄物収集運搬業（一般廃棄物（ごみ））の許可を受けている者により、適正処理が確保できるため、新たな事業者への許可は行わない。（令和 2 年 9 月 1 日現在 95 者）

ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

ア 一般廃棄物処理計画に適合した場合

イ 既存の許可業者による処理が困難な廃棄物が発生した場合

(2) 「家庭系臨時ごみ」の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、現在、許可を受けている事業範囲の変更により許可を受けるものとする。

(3) 取扱廃棄物に「家庭系臨時ごみ」を追加した許可証を交付するにあたっては、これまで許可していた取扱廃棄物の種類である「一般廃棄物（ごみ）」を「事業系一般廃棄物（ごみ）」に修正し、「事業系一般廃棄物（ごみ）、家庭系臨時ごみ」として交付することとする。

(4) 家庭系臨時ごみの追加許可を取得しない許可業者について、許可証に記載する取扱廃棄物の種類は、次回許可更新時において取扱廃棄物の種類を「事業系一般廃棄物（ごみ）」に修正して交付することとする。

なお、し尿、汚泥、ディスポーサー汚泥、実験動物の死体、民事執行法による強制執行など本市（一部地域を含む。）で処理が困難な特別な事情により許可を付与した一般廃棄物の収集運搬業許可については、この限りでない。

2 施行期日

令和 2 年 9 月 1 日